

海浜病院 心臓血管外科死亡事案

海浜病院

賠償の考え方

心臓血管外科手術の死亡症例に関する「千葉市立海浜病院心臓血管外科手術調査委員会報告書(平成28年5月)」を踏まえ、賠償責任の有無について検討を行ったところ、全症例に手術手技に関する医療過誤はないものの、一部の症例で説明義務違反(手術リスクについての事前説明が不十分)があったことを認め、過去の裁判例に基づき損害賠償を行うもの。

相手方	賠償責任	損害賠償の考え方	過去の類似裁判例	損害賠償金額	進捗状況
ア	○	<ul style="list-style-type: none"> 手術の必要性があり、相応の緊急性が認められるため(準緊急手術)、適切な説明を受けていても手術を受けていたと思われる。 手術前の死亡率を適切に説明されていれば、家族と話し合ったり熟慮したりすることができた。 	東京高裁H13.7.18判決：手術の危険性に関する説明義務違反による精神的苦痛に対し、慰謝料100万円を認容した。	100万円	支払済
イ	○	<ul style="list-style-type: none"> 手術の必要性あり。 説明義務が尽くされた場合、直ちに手術を受けず、手術を延期した可能性があった。 	東京地裁H14.11.25判決：手術の危険性に関する説明義務違反による精神的苦痛に対し、慰謝料300万円を認容した。	300万円	支払済
a	○	手術リスクについての事前説明が不十分であり、説明義務違反に基づく損害賠償を交渉中	検討中	未定	交渉中
b	○				交渉中
c	○				交渉中
その他3名	×	手術の適応、リスク説明、手技に問題なし。	—	—	説明済